

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.58

平成 21 年 2 月 10 日

## 2 年前に借りたビデオが返却されていないと延滞料等 36 万円の高額な請求を受けた！

### 相談内容

【相談者 20 代男性】

レンタルビデオ店から、「2 年以上前に借りたビデオ 2 本が返却されていないので、36 万円(ビデオ代金と延滞料)の債権を関係団体に譲渡した」という通知がきました。昔の話でよく覚えていません。「支払わないと法的手段を取る」とも言われました。

### 対処方法

このようなトラブルにあわないためには、返却期日などルールを守って利用することが大切です。

相談者には、ビデオの返却についてよく確認した上で、不当な請求には毅然とした態度で対応するよう助言しました。

レンタルビデオ店の延滞料については、次のような考え方があります。

- ・会員規約等で延滞料について定めがあるとしても、あまりにも高額な延滞料は、消費者契約法などから問題があるとされる場合があります。
- ・レンタルビデオ店以外の者が債権を取立てる行為は、弁護士法に違反すると解される場合があります。
- ・取立てが暴行・脅迫、住居侵入などの行為を伴う場合は、警察の協力が必要な場合もあります。

\*参考までに、国民生活センターの調査報告書「『債権取立代行』に係る問題(2001 年 12 月)」があります。

万一トラブルにあった場合は、早めに消費生活センターにご相談ください。

返したはずだ！



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)